

3 国務大臣の報告

(1) 平成14年度地方財政計画についての報告

総務大臣 片山 虎之助 君

平成14年3月15日

平成14年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

平成14年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制に努める一方、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子高齢化への対応など当面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

また、通常収支における地方財源不足見込額については、国と地方で折半し、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については特例地方債の発行により補てんすることを基本としつつ、その一部について交付税特別会計借入金により補てんすることにより、地方財政の運営上支障が生じないように措置するとともに、恒久的な減税に伴う影響額については、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

以上の方針の下、平成14年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は87兆5,666億円、前年度に比べ1兆7,405億円、1.9%の減となっております。

(2) 平成12年度決算の概要についての報告

財務大臣 塩川 正十郎 君

平成14年5月8日

平成12年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして歳入の決算額は93兆3,610億円余であり歳出の決算額は89兆3,210億円余でありまして、差引き4兆399億円余の剰余を生じております。

この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成13年度の歳入に繰入れ済みであります。

なお、平成12年度における財政法第6条の純剰余金は2,381億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額が89兆7,702億円余に比べまして3兆5,908億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受入れが予算額に比べて増加した額、すなわち3兆8,269億円余が含まれておりますので、これを差し引きいたしますと、歳入の純減少額は2,361億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額89兆7,702億円余に対しまして、平成11年度からの繰越額3兆8,019億円余を加えました歳出予算現額は93兆5,721億円余に対しまして、支出済歳出額は89兆3,210億円余でありまして、その差額4兆2,510億円余のうち、平成13年度に繰り越しました額は3兆5,550億円余となっております。不用となりました額は6,960億円余となっております。

このうち、公共事業等予備費につきましては、平成12年度一般会計における公共事業等予備費の予算額5,000億円のうち、使用残額9,000円を除き使用いたしました。

また、予備費につきましては、平成12年度一般会計における予備費の予算額は2,000億円であり、その使用額は486億円余であります。

次に、平成12年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額であります。平成12年度末における債務額は606兆682億円余であり、このうち、公債であります。平成12年度末における債務額は380兆7,434億円余であります。

次に、平成12年度における国税収納金整理資金の受入れ及び支払であります。同資金への収納済額は59兆8,131億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組入額等は59兆713億円余であります。

次に、平成12年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

次に、国の債権の現在額であります。平成12年度末における国の債権の総額は324兆832億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額であります。平成12年度末における物品の総額は14兆1,771億円余であります。

以上が、平成12年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

(3) 瀋陽総領事館事件に関する報告

外務大臣 川口 順子 君

平成14年5月15日

5月8日に発生した瀋陽総領事館事件について、私から、議員各位及び国民の皆様に対し、事実関係の報告及び今後の対処方針について御説明したいと思います。

まず、今回の外務省の対応ぶりにつき、種々御批判、御叱責等をいただいていることにつきましても、謙虚に反省しております。特に、今回の調査結果にもあるとおり、総領事館においては、危機意識の希薄さ、指揮命令系統・警備体制の不備等の問題がありました。議員各位及び国民の皆様の外務省に対する信頼を回復していくためにも、こうした問題点については厳しく反省した上で、今後、必要な改善策等を早急に講じていく考えです。引き続き、皆様の御理解、御支援を心よりお願い申し上げます。

本事件は、現地時間8日の午後2時ごろ、北朝鮮出身者と見られる幼児を含む男女計5名が我が国の在瀋陽総領事館への入館を試みようとしたところ、中国側武装警察が、我が方の同意を得ることなく総領事館敷地内に立ち入り、最終的に同5名を連行したものです。

本事件発生後、我が国からは中国側に対し累次ハイレベルで申入れを行い、私自身も10日、武大偉在日本中国大使に対し、本件は、領事関係に関するウィーン条約に規定される領事機関の公館の不可侵に反するものであるとして、5名の速やかな引渡しを強く求めるとともに、本件に関し、中国側の陳謝、再発防止の保証を求めたところです。

中国側は、その後、外交部報道官談話を発表し、武装警察による総領事館敷地内への立入り及び関係者5名の連行について、総領事館側の同意があった旨主張しております。

これに対し、外務省としては、事実関係を徹底的に解明するため、今回、現地に小野領事移住部長ほかを派遣の上、事実関係の調査を行い、中国側が指摘するような事実はないことを改めて確認しました。

今回の事件につきましても、中国との間で事実関係の確認及び再発防止を含め、毅然と対処していく考えです。他方、中国側に連行された5名の処遇をめぐっては、人道上の観点から配慮されることが重要です。すなわち、何人であれ、いかなる場合においても、自らが迫害を受けるおそれのある国・地域に送還されてはならないとの要請が満たされることが何よりも重要であると考えます。こうした観点からも、今後の中国政府の対応を、我が国を含む国際社会全体で注視していくことが重要と考えます。

我が国としては、引き続き、国際法及び人道上の観点から、冷静かつ毅然として対処しつつ、中国側との協議を通じ、本問題の早期解決に向けて全力を尽くしていく考えです。引き続き皆様の御理解を心よりお願い申し上げます。

(4) 第28回主要国首脳会議出席等に関する報告

内閣総理大臣 小泉 純一郎 君

平成14年7月3日

私は、6月25日から29日まで主要国首脳会議に出席するため、カナダのカナナスキスを訪問しました。今回のサミットは、国際社会が直面する喫緊の課題に関し、第1回ランブイエ・サミットの原点に立ち戻った環境の中で、G8首脳間で自由かつ大所高所に立った議論を行うことができ、実りの多いサミットでありました。また、2006年にロシアがG8議長国としてサミットを開催することについて合意に至ったことは、G8の将来にとって歴史的な決定であったと思います。

今次サミットでは、開発問題を含む世界経済、テロ対策、アフリカ及び地域情勢の各議題に関し、我が国の考えや取組を積極的に述べ、次のような成果が得られたと考えます。

まず、世界経済に関する議論については、私より、我が国の経済財政運営につき、改革なくして成長なしとの考え方に立ち、経済活性化戦略、税制改革等につき基本的な方針を出す等着実に構造改革を進めている旨説明いたしました。その上で、改革は今や後戻りできない、改革路線を歩み続ける旨表明しましたところ、各国首脳から温かい激励と高い評価を得ました。

次に、テロ対策については、G8として、国際的なテロ根絶のため、今後とも、緊張感を持って取組を強化していくことを確認しました。この観点から、大量破壊兵器等の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップを打ち上げることを決定しましたが、これは国際社会全体にとっての重要課題であり、我が国も貢献を行うことを表明しました。

開発問題については、我が国が、人づくりは国づくりとの考え方に基づき、教育と保健の分野における協力を重視する旨説明しました。ヨハネスブルグ・サミットについては、私より、同サミットを成功させるためには、環境保護と開発をともに達成させるための具体的行動が重要である旨指摘しました。その上で、同サミットの成功に向け、議長国である南アフリカのムベキ大統領を支援していくことを呼び掛けました。また、違法伐採問題への取組を含むG8森林報告書の実施が重要である旨述べました。京都議定書については、我が国が6月4日に締結した旨述べた上で、その速やかな発効を目指すべきであること、また、すべての国が参加する共通のルール構築が重要であることを指摘しました。

さらに、アフリカについては、アフリカの自助努力の発露であるアフリカ開発のための新パートナーシップに対しG8がこたえる形で、G8アフリカ行動計画を採択しました。また、アフリカ首脳及びアナン事務総長との会合において、私よりは、アフリカ問題の解決なくして世界の安定と繁栄なしとの考え方に基づいてのアフリカ開発会議等のこれまでの取組に触れたほか、市場アクセスの改善や、教育分野におけるODAの重点的支援等、先般発表した我が国の対アフリカ支援を説明し、歓迎されました。

地域情勢については、主に中東情勢、アフガニスタン情勢及びインド・パキスタン情勢について活発な議論を行いました。

中東情勢については、パレスチナ改革、治安問題への真剣な取組の必要性につき認識が共有されました。

私からは、アフガニスタンや中東和平についても積極的に役割を果たしていく考えを述

べるとともに、北朝鮮が安全保障上及び人道上の諸懸念に前向きな対応を行うよう働き掛けを継続していく必要があること、また、我が国として北朝鮮との間の国交正常化交渉を通じて拉致問題を含む諸問題の解決に努力する旨述べました。

また、私は、今次サミットの機会を利用して、カナダ、米国、英国、ロシアとの間で二国間会談を行いました。特に、プーチン・ロ大統領との間では、本年12月から明年1月の間のしかるべき時期に私が訪ロすることで合意しました。また、帰路の機中で、ドイツのシュレーダー首相と二国間会談を行いました。

私は、今後とも、各国首脳との個人的関係、信頼関係も基礎としつつ、G8サミット等の国際場裏において、我が国として積極的な役割を果たし、世界の平和と繁栄に貢献していきたいと考えます。